

標準的なモニタリング期間及び加算等について

1 標準的なモニタリング期間

1. 下記(a)~(c) いずれかの該当者	2. 65 歳以上(ケア プラン対象者以外)	1、2 以外	
ア. 下記を利用する者 地域移行支援	6 月毎		
イ. 下記いずれかを利用する者（アに該当する者を除く） 療養介護、重度障害者等包括支援※、施設入所支援	6 月毎		
ウ. 下記いずれかを利用する者（イに該当する者を除く） 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（日中サービス支援型）	1 月毎	3 月毎	
エ. 下記いずれかを利用する者（イ、ウに該当する者を除く） 生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中サービス支援型以外）	1 月毎	3 月毎	6 月毎
オ. 下記を利用する者（イ～エに該当する者を除く） 地域定着支援、障害児通所支援	1 月毎	6 月毎	

(a) 障害者支援施設（障害児入所施設）からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等（指定障害児通所支援事業所）との連絡調整を行うことが困難である者

(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられることができる者

<その他留意事項>

・支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった場合、原則として、最初の 3 月間（※）は毎月モニタリングを行います。※月途中で支給決定を行った場合、支給決定月から 3 月間と支給決定の翌月から 3 月間のどちらでも問題ありません。

・支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定します。

・上記はあくまで標準期間のため、相談支援専門員の提案等も踏まえ、期間を設定します。

2 主な加算について

	名称	単位	算定要件
1	主任相談支援 専門員配置加 算 ※区への届出が 必要 【R6.4.1 拡充】	(I) 300 単位/月 (II) 100 単位/月	(I) 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。 (II) 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。
2	初回加算 【R6.4.1 見直し】	計画相談支援 300 単位/月 障害児相談支援 500 単位/月	初回加算は次の (1) ~ (3) の場合に算定される。 (1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合 <u>なお、指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれる。</u> (2) 障害福祉サービス等を利用する月の前 6 月間において障害福祉サービス等を利用していない場合。 (3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3カ月を超える場合であって、3カ月が経過する日以後に月2回以上、回以上、利用者等に面接した場合 <u>なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。</u> <u>※基本報酬が経過的サービス利用支援費を算定する場合は算定不可。</u> ※(3) の場合はその月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を最大3回算定するものとし、(1) との合計で1か月(サービス利用支援費の算定月)に4回を限度として加算する。ただし、初回加算の算定月から前6カ月間に

			<p>において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合、初回加算は算定不可。</p>
3	サービス担当者 会議実施加算	100 単位/月	<p>継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に検討を行った場合に算定。</p> <p><u>※継続サービス利用支援費と併せて算定。会議において検討した結果、計画変更等により計画作成費を算定する場合は算定不可。</u></p> <p><u>※会議の出席者や日時、内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存。区から求められた場合、提出しなければならない。</u></p>
4	入院時情報連携加算 【R6.4.1 見直し】	(I) 300 単位/月 (II) 150 単位/月	<p>入院時における医療機関との連携を促進する観点から、入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者の同意を得た上で提供した場合に算定。利用者につき、1月に1回を限度として加算。ただし(I)(II)の同時算定不可。</p> <p><u>※単独で算定可能</u></p> <p><u>(I) 医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合</u></p> <p><u>(II) (I) 以外の方法で情報提供した場合</u></p> <p><u>※記録を作成し、5年間保存するとともに、区から求められた場合は提出しなければならない。</u></p>
5	退院・退所加算 【R6.4.1 見直し】	300 単位/回	<p>退院・退所時に医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に算定。</p> <p><u>※利用者1人につき当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。</u></p>
6	サービス提供時 モニタリング加算	100 単位/月	<p>継続サービス利用支援の実施又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供</p>

			<p>する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、<u>サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に算定。</u></p> <p><u>※単独で請求可能。</u></p> <p><u>※記録を作成し、5年間保存。区から求められた場合、提出しなければならない。</u></p>
7	<p>医療・保育・教育機関等連携加算</p> <p>【R6.4.1 拡充】</p>	<p>① - I 200 単位/月</p> <p>① - II 300 単位/月</p> <p>② 300 単位/月</p> <p>③ 150 単位/月</p>	<p>指定（継続）サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合</p> <p>I 指定サービス利用支援 II 指定継続サービス利用支援</p> <p>②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）</p> <p>③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。）</p>
8	<p>居宅介護支援事業所等連携加算</p> <p>（障害者）</p> <p>【R6.4.1 見直し】</p>	<p>①、② 300 単位/月</p> <p>③ 150 単位/月</p>	<p>これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算される。</p> <p>① 当該月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）</p>

			<p>② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合</p> <p>③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）</p> <p>※算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6カ月以内）は月1回を限度とする。</p> <p>※指定サービス利用支援、継続サービス利用支援、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定不可。</p>
9	<p>保育・教育等移行支援加算 （障害児）</p> <p>【R6.4.1 見直し】</p>	<p>①、② 300 単位/月</p> <p>③ 150 単位/月</p>	<p>これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算される。</p> <p>①月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）</p> <p>②他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合</p> <p>③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）</p> <p>※算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6カ月以内）は月1回を限度とする。</p> <p>※指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定不可。①については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能である。</p>

10	<p>行動障害支援体制加算</p> <p>※区への届出が必要</p> <p>【R6.4.1 見直し】</p>	<p>(I)</p> <p>60 単位/月</p> <p>(II)</p> <p>30 単位/月</p>	<p>(I) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者(障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者)に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</p> <p>(II) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>
11	<p>要医療児者支援体制加算</p> <p>※区への届出が必要</p> <p>【R6.4.1 見直し】</p>	<p>(I)</p> <p>60 単位/月</p> <p>(II)</p> <p>30 単位/月</p>	<p>(I) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</p> <p>(II) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>
12	<p>精神障害者支援体制加算</p> <p>※区への届出が必要</p> <p>【R6.4.1 見直し】</p>	<p>(I)</p> <p>60 単位/月</p> <p>(II)</p> <p>30 単位/月</p>	<p>(I) 以下のいずれも満たす場合に加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。 ・利用者が通院する病院等における看護師(精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。)又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。 <p>(II) 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>
13	<p>高次脳機能障害支援体制加算</p> <p>※区への届出が必要</p>	<p>(I)</p> <p>60 単位/月</p>	<p>(I) 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</p>

	【R6.4.1 新設】	(Ⅱ) 30 単位/月	(Ⅱ) 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。
14	集中支援加算 【R6.4.1 拡充】	①～④ 300 単位/月 ⑤ 150 単位/月	<p>計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算する。である。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意する。</p> <p>①利用者等への訪問による面接：利用者等又は市町村等の求めに応じ、月 2 回以上、利用者等に面接する場合 ②サービス担当者会議の開催：サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合 ③関係機関が開催する会議への参加：福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合 ④利用者への通院同行：利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合 ⑤福祉サービス等提供機関への情報提供：福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合</p> <p>※居宅介護支援事業所連携加算における会議の趣旨、つなぎ先が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定不可。 ※指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合も算定不可。</p>
15	ピアサポート体制加算 【R6.4.1 見直し】 ※区への届出が	100 単位/月	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定。

	必要		<p>① 障害者または障害者であったと市町村長が認める者であつて、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者</p> <p>② 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者</p>
	地域体制強化 共同支援加算 【R6.4.1 見直し】	2000 単位/ 月	<p>運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること 又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</p> <p><u>※令和9月3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。</u></p>
	遠隔地訪問加算 【R6.4.1 新設】	300 単位/回	<p>特別地域加算の対象区域（※）に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。） ・入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。） ・退院・退所加算 ・居宅介護支援事業所等連携加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。） ・保育・教育等移行支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。） ・医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。） ・集中支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問

			により情報提供する場合に限る。) ※当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関であるが、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね片道 1 時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。
--	--	--	---

3 減算について

	名称	算定要件
1	居宅介護支援重複減算 介護予防支援費重複減算	相談支援専門員が介護保険法の要介護・要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援または指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供した場合、所定単位を減算

4 よくあるお問合せ

①「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答) 加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(H30.3.30 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A)

②指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。

(答) 契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行ったうえで継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

(H25.2.22 相談支援関係 Q&A 問 52)

主な加算の算定条件について

加算項目	基本報酬との関係	併給不可な加算
初回加算	○	退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算
主任相談支援専門員配置加算	◎	
入院時情報連携加算	■	居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算
退院・退所加算	○	初回加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算
居宅介護支援事業所等連携加算（者）	□	入院時情報連携加算、退院・退所加算、初回加算、集中支援加算（※同一の支援業務の場合）
保育・教育等移行支援加算（児）	□	入院時情報連携加算、退院・退所加算、初回加算、集中支援加算（※同一の支援業務の場合）
集中支援加算	□	入院時情報連携加算、退院・退所加算 居宅介護支援事業所等連携加算（※同一の支援業務の場合） 保育・教育等移行支援加算（※同一の支援業務の場合）
サービス担当者会議実施加算	●	
サービス提供時モニタリング加算	■	
行動障害支援体制加算	◎	
要医療児者支援体制加算	◎	
精神障害者支援体制加算	◎	
高次脳機能障害支援体制加算	◎	
ピアサポート体制加算	◎	
地域体制強化共同支援加算	■	

○サービス利用支援費に併せて算定

●継続サービス利用支援費に併せて算定

◎サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費に併せて算定

□サービス利用支援費、継続サービス利用支援費を算定しない月に算定可能

■サービス利用支援費、継続サービス利用支援費の算定有無にかかわらず算定可能

※別添「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL2 問27 参照